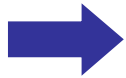


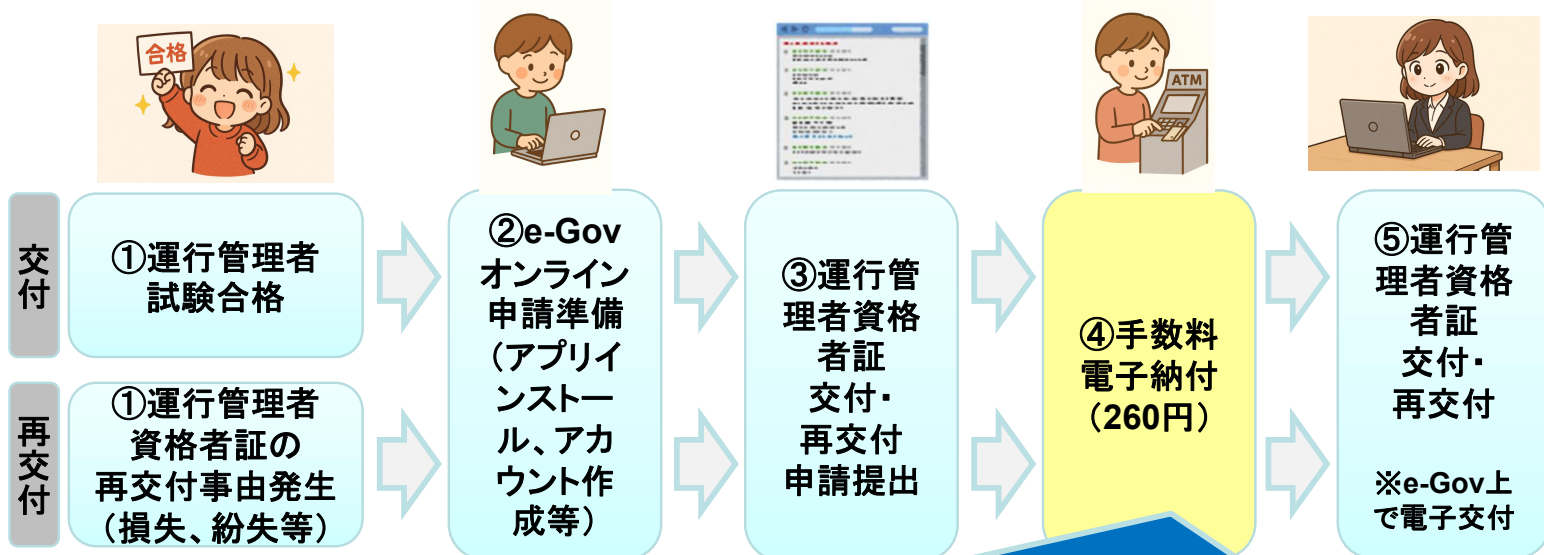
運行管理者資格者証交付・再交付のオンライン申請

書面で提出していた運行管理者資格者証交付・再交付手続きの申請書が、パソコンからe-Govアプリケーションで提出することができます。



令和8年4月1日より利用可能

運行管理者資格者証交付・再交付のオンライン申請の流れ(5ステップ)



オンライン申請(e-Gov)で運行管理者資格者証交付・再交付の申請を行う場合、手数料の電子納付が必要です
(電子納付の方法は裏面参照)

△オンライン申請にかかる注意点

●「③運行管理者資格者証交付/再交付申請提出」後、「④手数料電子納付」までは、申請の受理、審査の開始がされませんので、e-Govの画面上に表示される納付期限(7日以内)にかかわらず、速やかに納付をお願いします。(失念防止のため、申請日から翌日起算で72時間以内の納付を推奨しますが、下記の合格失効(合格の日から3カ月以内に「④手数料電子納付」までを完了しないと、合格が失効します)にもご注意ください。)

●【交付のみ】運行管理者試験に合格した場合、省令(※)の規定により、合格の日から3カ月以内に「④手数料電子納付」までを完了しないと、合格が失効しますのでご注意ください。

※「貨物自動車運送事業輸送安全規則」、「旅客自動車運送事業運輸規則」

●運行管理者資格者証はe-Gov上で電子交付になります。来庁は不要です。

●オンライン申請の手数料は260円(電子納付)です。※オンライン申請では収入印紙は不要です

・窓口(紙)申請の場合は、申請と同時に収入印紙270円の納付が必要となります。ご注意ください。

・訂正(氏名変更等)の場合は、オンライン、窓口(紙)共に手数料は不要です。

運行管理者資格者証交付・再交付のオンライン申請に関する問い合わせ先

最寄りの運輸支局等の保安担当へお問い合わせください。

運輸支局問合窓口一覧(自動車運送事業関連手続)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001902033.xlsx>

運送事業者の皆様へお知らせ

バス・トラック・タクシー等事業者の皆様は、
オフィスや自宅のパソコンから、各種手続きのe-Govでの
オンライン申請が行えるようになりました

オンライン申請の対象手続きの詳細は、こちらのサイトをご参照ください。

■国土交通省HP 物流・自動車局サイト「オンライン申請対象手続き一覧」

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



関連リンク

e-Gov電子申請サービスサイト

手続き共通のオンライン申請利用準備、
利用方法、よくある質問等を掲載する
総合サイトです。

URL: <http://www.e-gov.go.jp/>



e-Govオンライン申請～FAQサイト

オンライン申請利用のご質問への回
答を紹介するサイトです(上記総合サ
イト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



e-Gov電子納付～FAQサイト

納付方法の詳細情報や納付期限・納
付完了通知メール受信の設定方法等
を紹介するサイトです。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq/pay.html>



e-Gov電子納付対応金融機関

e-Gov電子納付に対応した金融機関
一覧です。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/Payment/sel/sel-page.jsp>

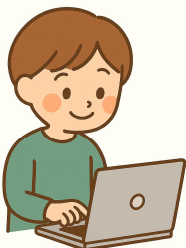


電子納付の方法

(手続きによっては手数料の納付が必要になります。)

①ネットバンキング

申請の「提出完了」画面にて[電子
納付]ボタンが表示されます。そこ
をクリックすると、金融機関のネッ
トバンキングサイトに移動します。
以降は、各金融機関のサイトの指
示に従い納付を行います。



②金融機関のATM

「申請案件状況確認画面」をご覧
いただき、納付番号、確認番号、
収納機関番号をお控えいただいた
上で、お近くの金融機関のPay-
easy(ペイジー)対応のATMにて
お支払いください。

③その他

①②の他、モバイルバンキングや
テレホンバンキングを利用できる
場合があります。詳細は上記
「e-Gov電子納付対応金融機関」
をご参照ください。

